

令和4年度 家庭ごみ処理手数料 相当額の使い道



家庭ごみ有料化の目的

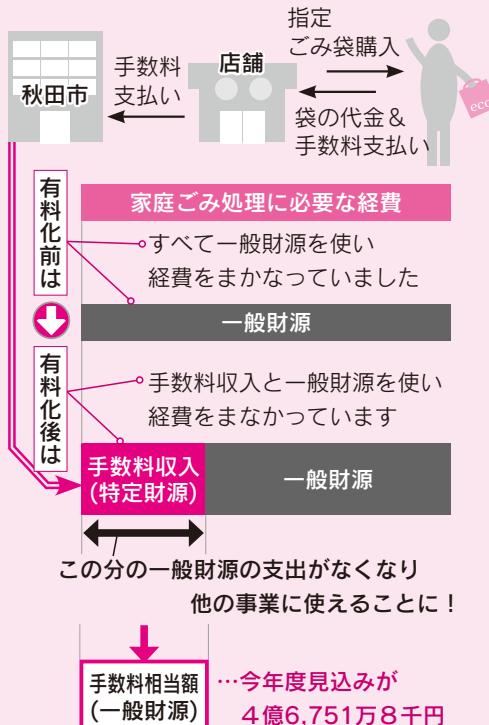
さらなるごみ減量とリサイクルを促進し、将来の施設整備の財源や環境施策の充実を図ること

市では、ごみ減量のため、市民のみなさんに家庭ごみ処理手数料を負担していただいており、全額を家庭ごみの処理に必要な経費に充てています。この手数料と同額の手数料相当額は、条例で使い道が定められていてごみ減量やさまざまな環境対策に活用することになっています。

令和4年度は手数料収入を4億6,751万8千円と見込んでいて、活用する事業の内訳は右表のとおりです。詳しくは、市ホームページでもご覧になれます。広報ID番号 1033251

問い合わせ
環境都市推進課☎(888)5706

手数料相当額のイメージ



2分の1を施設整備費の積み立て(右表①)に、残りを家庭ごみ減量などの対策事業(右表②)とその他の環境対策事業(右表③)に使っています

人にも地球にも
やさしいあきたをめざして!

■家庭ごみ処理手数料収入(歳入)を家庭ごみの処理に充当します
4億6,751万8千円 …ごみ収集運営費の一部に充当

■手数料の歳入に相当する額は下表の事業に活用します
4億6,751万8千円 …下表の①+②+③

歳出の内訳(①+②+③)

①一般廃棄物処理施設整備基金積立	2億3,375万9千円
②家庭ごみ減量などの対策事業	1億1,246万1千円
ごみ集積所の設置や修繕などに対する町内会への補助	765万8千円
生ごみ処理機などの購入費補助、食品ロス削減の対策	596万4千円
資源化物の集団回収を行う町内会などへの奨励金	1,458万円
資源化物の祝日収集	1,776万2千円
家庭から排出される古紙回収の促進・支援	3,449万5千円
ごみ減量説明会・キャンペーンなどによる情報発信	639万3千円
ごみ集積所のパトロールや現場調査・指導	286万1千円
不法投棄防止のパトロールなどの対策	471万7千円
粗大ごみ収集オンライン申し込みシステム導入 (今年10月運用開始予定)	126万2千円
家庭ごみ処理手数料収納管理など	1,676万9千円
③その他の環境対策事業	1億2,129万8千円
地球温暖化対策事業	
住宅用太陽光発電システムなどの導入費用補助	1,771万3千円
再生可能エネルギー施設の見学体制の整備と情報発信	253万8千円
エネルギー使用状況の分析による市有施設の効率的運用	1,082万2千円
市有4施設での省エネ設備導入による光熱費削減	831万6千円
環境配慮行動を促すスマートフォンアプリの運用	663万2千円
地球温暖化対策実行計画改定作業を実施	301万円
地球温暖化対策実行計画の推進	100万7千円
溶融施設の燃料の一部としてバイオマスチップを使用	666万8千円
中小企業などの省エネを促進する設備投資を支援	3,221万8千円
生活環境の保全に寄与する事業	
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析	888万1千円
水銀含有ごみの収集運搬・処分に必要な経費	2,349万3千円
一般廃棄物処理施設整備基金を取り崩して実施する事業 2億2,370万円	
溶融施設の大規模改修などの実施(事業費の一部に充当)	



快適な住環境整備を支援します！

各制度について詳しくは、市ホームページなどをご覧になるか
住宅整備課へお問い合わせください。☎(888)5770

1 住宅の増改築・リフォーム 災害復旧工事への補助

■市の制度 1 住宅につき過去を含め2回まで利用できるようになりました。年度内の申請は1回限り(災害復旧工事を除く)。今年度に完了した工事が対象で、工事完了後に早めに申請してください。申請期限は来年3月31日(金)。

広報ID番号 1007790

対象者

市内に住所があり、市税の滞納がないかたで、自らが所有し居住する住宅や親または子が所有し自らが居住する住宅などの増改築、リフォーム工事、災害復旧工事を行うかた

対象工事と補助額

①通常のリフォーム

対象=市内に本店のある建設業者などが行った50万円以上の工事

*敷地内のバリアフリー工事を含む。

補助額=5万円。「秋田市中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内」は10万円



②災害復旧工事

対象=20万円以上

の自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム工事(被害証明書が発行されたもの)

*建設業者の所在は問いません

補助額=対象工事費の10%

上限額=5万円

*①②とも、外構工事、住宅と独立した車庫、カーポートなどは対象外です。

■県の制度 子育て世帯や移住世帯が行う住宅の増改築・リフォーム、一般世帯が行う持ち家の断熱改修を支援します。秋田地域振興局建築課☎(860)3491

2 定住のための 空き家改修工事へ補助

3年以上の定住を目的とした空き家(建築から10年以上経過している物件)の改修工事費の一部を補助します。申請期限は来年3月17日(金)。広報ID番号 1007789

対象者(いずれかに該当するかた)

- ▶空き家バンクに登録された空き家を購入し、市外から移住するかた
- ▶空き家バンクに登録された空き家を市外から移住するかたへ賃貸する所有者、または賃借して市外から移住するかた

*「秋田市中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内」か「秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内」にある住宅は、市内在住のかたも利用できます。

対象工事と補助額

▶市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、定住するために必要な本体工事／補助額=対象工事費の2分の1／上限額=購入は100万円、賃貸借は30万円、市内在住者の購入は50万円、賃貸借は20万円

秋田市空き家バンク=空き家の売却・賃貸を希望するかたから登録された情報を、利用希望のかたへ紹介しています。市ホームページでもご覧になれます。

広報ID番号 1007425

◆市の補助制度は、東日本大震災で避難し、市内に居住しているかたもご利用いただけます

◆建築確認や地区計画の届出など、必要な手続きがされていない工事は受け付けできません

3 多世帯同居・近居のための 住宅改修などを補助

3年以上の多世帯同居や、市内にいる家族との住まいが近くなる近居のための住宅改修費などを補助します。申請期限は来年3月17日(金)。広報ID番号 1007792

対象者(いずれかに該当するかた)

- ▶市内で居住用に所有する住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が一つ以上増加)をするかた
- ▶親・子・孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居するかた

*同居か近居する直系卑属が単身世帯の場合は対象外です。

対象工事(経費)と補助額

▶市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本体工事／補助額=対象工事費の2分の1／上限額=市内在住者の同居は50万円、市外在住者が18歳以下の子どもがいる世帯の同居は100万円

▶近居のために住宅を新築か購入(中古住宅を含む)する費用／上限額=100万円

▶近居のための借家(アパートなどを含む)の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料／上限額=30万円

